

日本の地方自治体における 文化施設の動向と論点

2012年6月27日(木)
中国国家行政学院訪日研修団 特別講義

早稲田大学 政治経済学術院
公共経営大学院 教授

片木 淳
<http://www.f.waseda.jp/katagi/index.html>

1

目次

1. 日本の文化政策
 1. 1 文化芸術振興法
 1. 2 自治体の文化施策
 1. 3 文化施設の状況
 1. 4 文化施設と指定管理者制度
2. 地方分権(地域主権)改革と「市民自治体構想」
 2. 1 地方公共団体と地方分権改革
 2. 2 ニューパブリックマネジメントと指定者管理者制度
 2. 3 「市民自治体構想」と古代アテネの民主制

2

文化芸術振興基本法

(2001年12月7日公布)(1) 前文(後半抜粋)

「現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。」

(総務省HP「法令検索システム」による。)

3

文化芸術振興基本法

(2) 第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策(要約)

1. **芸術の振興**(第8条)
文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術の振興(公演、展示等への支援、芸術祭等の開催等)
2. **メディア芸術の振興**(第9条)
映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術の振興(製作、上映等への支援等)
3. **伝統芸能の継承及び発展**(第10条)
雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能の継承及び発展(公演等への支援その他)
4. **芸能の振興**(第11条)
講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能の振興(公演等への支援その他)
5. **生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及**(第12条)
生活文化(茶道、華道、書道その他の生活に係る文化)、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽)並びに出版物及びレコード等の普及(活動への支援等)。
6. **文化財等の保存及び活用**(第13条)
有形及び無形の文化財並びにその保存技術の保存及び活用(修復、防災対策、公開等への支援等)。
7. **地域における文化芸術の振興**(第14条)
各地域における文化芸術の振興(公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能)に関する活動への支援等)。
8. **国際交流等の推進**(第15条)
文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力等

(総務省HP「法令検索システム」による。)

4

文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)の概要(1)

第1 文化芸術振興の基本理念

1. 文化芸術振興の意義

- 人々が心豊かな生活を実現する上で不可欠
→何物にも代え難い心のよりどころ、国民全体の社会的財産
- 創造的な経済活動の源泉、「ソフトパワー」
→持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤、国力を高めるもの

国の政策の根幹に据え、
今こそ「文化芸術立国」を目指す

2. 文化芸術振興に当たっての基本的視点

①成熟社会における成長の源泉

- 文化芸術への公的支援を社会的必要性に基づく戦略的投資と捉え直す
- 成熟社会における成長分野として潜在力を喚起、社会関係資本を増大する観点から、公共政策として明確化
- 文化芸術の特質を踏まえ、長期的かつ継続的な視点に立った施策を展開

②文化芸術振興の波及力

- 教育、福祉、まちづくり、観光・産業等周辺領域への波及効果を視野に入れた文化芸術振興
- 雇用増大・地域活性化を図り、我が国の文化的存在感を高める観点から、強みを活かした施策の戦略的展開

③社会を挙げての文化芸術振興

- 国、地方、民間等各主体が、各々の役割を明確化・相互の連携強化を図り、社会を挙げて文化芸術振興

(文化庁HP「文化行政のあらまし」>文化芸術の振興に関する基本的な方針>文化芸術の振興に関する基本的な方針(平成23年2月8日閣議決定))

5

文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)の概要(2)

第2 文化芸術振興に関する重点施策

1. 六つの重点戦略 ～「文化芸術立国」の実現を目指して～

戦略1 文化芸術活動に対する効果的な支援

- ◆文化芸術団体への新たな支援の仕組みの導入
- ◆諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みの導入
- ◆地域の核となる文化芸術拠点への支援充実
- ◆劇場・音楽堂等の法的基盤の整備について検討
- ◆美術品政府補償制度の導入及び適切な制度運用
- ◆民間による支援活動の促進及び「新しい公共」による活動支援
- ◆国立文化施設の機能充実及び運営見直し

戦略2 文化芸術を創造し、支える人材の充実

- ◆若手をはじめ芸術家の育成支援
- ◆文化芸術活動・施設を支える専門的人材の育成・活用支援の充実
- ◆文化財を支える技術・技能の伝承者への支援充実

戦略3 子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実

- ◆芸術鑑賞機会、伝統文化等に親しむ機会の充実
- ◆コミュニケーション教育をはじめ学校における芸術教育の充実

戦略4 文化芸術の次世代への確実な継承

- ◆計画的な修復・防災対策等による文化財の適切な保存・継承
- ◆積極的な公開・活用による国民が文化財に親しむ機会の充実
- ◆文化財の総合的な保存・活用、登録制度等の活用による文化財保護の裾野拡大
- ◆アーカイブ構築に向け、作品・資料等の所在情報等の収集・活用

(文化庁HP「文化行政のあらまし」>文化芸術の振興に関する基本的な方針>文化芸術の振興に関する基本的な方針(平成23年2月8日閣議決定))

6

文化芸術の振興に関する基本的な方針(第3次基本方針)の概要(3)

戦略5 文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用 ◆有形・無形の文化芸術資源の地域振興、観光・産業振興等への活用 ◆新たな創造拠点の形成支援及び地域文化の振興奨励 ◆衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の振興	戦略6 文化発信・国際文化交流の充実 ◆海外公演・出展、国際共同制作等への支援充実 ◆中核的国際芸術祭の国内開催、海外フェスティバルへの参加等への支援、メディア芸術祭を世界的祭典への支援 ◆文化発信・交流拠点としての美術館・博物館等の充実 ◆文化財分野の国際協力の充実 ◆東アジアにおける国際文化交流の推進
---	--

2. 重点戦略を推進するに当たって留意すべき事項

(1) 横断的かつ総合的な施策の実施
 重点戦略相互の施策を横断的に実施。関係府省間の連携・協働と関係機関等との協力により施策を総合的に実施

(2) 計画、実行、検証、改善(PDCA)サイクルの確立等

第3 文化芸術振興に関する基本的施策

文化芸術振興基本法第3章(第8条以下)の各条に沿って基本的施策を列挙

(文化庁HP「文化行政のあらまし」>文化芸術の振興に関する基本的な方針>文化芸術の振興に関する基本的な方針(平成23年2月8日閣議決定))

7

文化振興に関する条例の策定状況(自治体単位別)



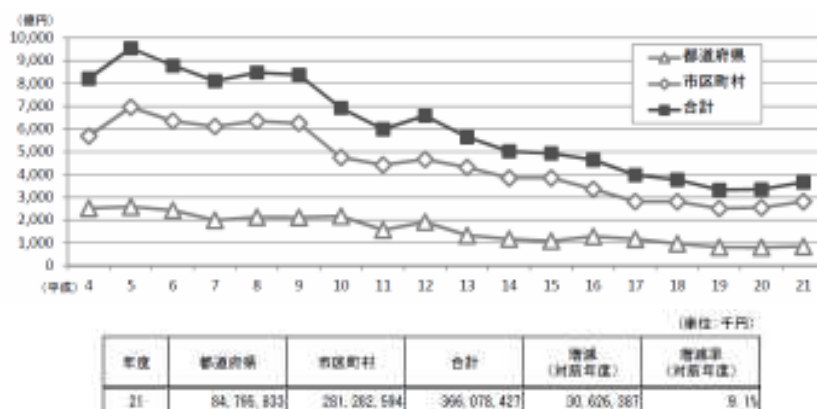
(財団法人地域創造「平成22年度 地域の公立文化施設実態調査報告書」(2011年3月)による。)

文化振興に関する基本計画等の策定状況 (自治体単位別)



(財団法人地域創造「平成22年度 地域の公立文化施設実態調査報告書」(2011年3月)による。)

文化関係経費 都道府県、市区町村別集計額の推移



(文化庁HP「地方における文化行政の状況について(平成21年度)」(平成23年3月))

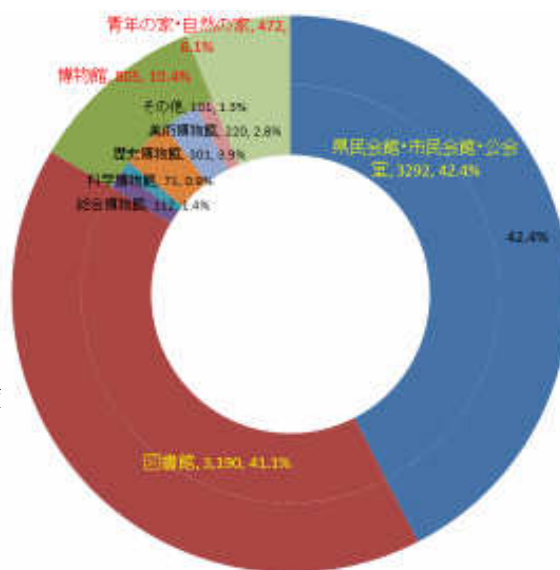
文化施設 (市民会館・図書館・博物館等)の 状況(公立分)

(都道府県・市町村の
文化施設。2011年3月
31日現在。
2012(平成24)年度版
地方財政白書による。)

都道府県	市町村	施設名	平成22年度		平成23年度		平成24年度		計	
			施設数	延床面積(㎡)	施設数	延床面積(㎡)	施設数	延床面積(㎡)	施設数	延床面積(㎡)
東京都	東京都	市民会館	195	31,127	209	34,589	205	34,989	—	—
		図書館	2,312	41,302	2,324	42,324	2,324	42,324	8	133
	東京都	博物館	2,291	11,498	2,327	12,327	2,327	12,327	89	494
		美術館	12	2,111	12	2,111	12	2,111	—	—
	東京都	市民会館	1,229	19,203	1,232	19,232	1,232	19,232	—	—
		図書館	1,229	19,203	1,232	19,232	1,232	19,232	—	—
	東京都	博物館	1,229	19,203	1,232	19,232	1,232	19,232	—	—
		美術館	1,229	19,203	1,232	19,232	1,232	19,232	—	—
	東京都	市民会館	1,229	19,203	1,232	19,232	1,232	19,232	—	—
		図書館	1,229	19,203	1,232	19,232	1,232	19,232	—	—
東京都	東京都	市民会館	1,229	19,203	1,232	19,232	1,232	19,232	—	—
		図書館	1,229	19,203	1,232	19,232	1,232	19,232	—	—
	東京都	博物館	1,229	19,203	1,232	19,232	1,232	19,232	—	—
		美術館	1,229	19,203	1,232	19,232	1,232	19,232	—	—
	東京都	市民会館	1,229	19,203	1,232	19,232	1,232	19,232	—	—
		図書館	1,229	19,203	1,232	19,232	1,232	19,232	—	—
	東京都	博物館	1,229	19,203	1,232	19,232	1,232	19,232	—	—
		美術館	1,229	19,203	1,232	19,232	1,232	19,232	—	—
	東京都	市民会館	1,229	19,203	1,232	19,232	1,232	19,232	—	—
		図書館	1,229	19,203	1,232	19,232	1,232	19,232	—	—
東京都	東京都	市民会館	1,229	19,203	1,232	19,232	1,232	19,232	—	—
		図書館	1,229	19,203	1,232	19,232	1,232	19,232	—	—
	東京都	博物館	1,229	19,203	1,232	19,232	1,232	19,232	—	—
		美術館	1,229	19,203	1,232	19,232	1,232	19,232	—	—
	東京都	市民会館	1,229	19,203	1,232	19,232	1,232	19,232	—	—
		図書館	1,229	19,203	1,232	19,232	1,232	19,232	—	—
	東京都	博物館	1,229	19,203	1,232	19,232	1,232	19,232	—	—
		美術館	1,229	19,203	1,232	19,232	1,232	19,232	—	—
	東京都	市民会館	1,229	19,203	1,232	19,232	1,232	19,232	—	—
		図書館	1,229	19,203	1,232	19,232	1,232	19,232	—	—

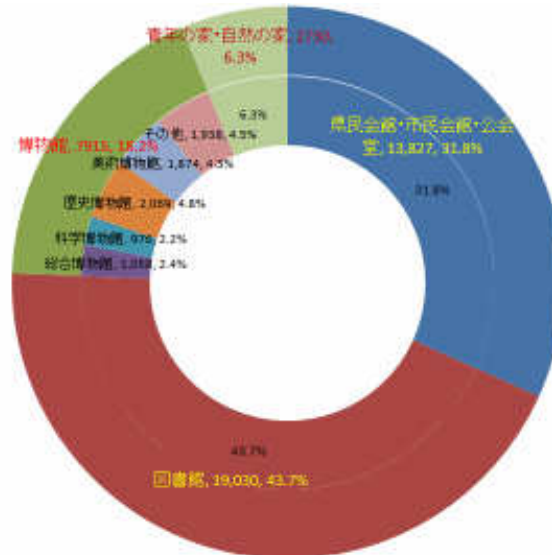
文化施設(市民会館・図書館・博物館等) 箇所数とその内訳

(都道府県・市町村
の文化施設。2011
年3月31日現在。
2012(平成24)年度
版地方財政白書に
よる。)

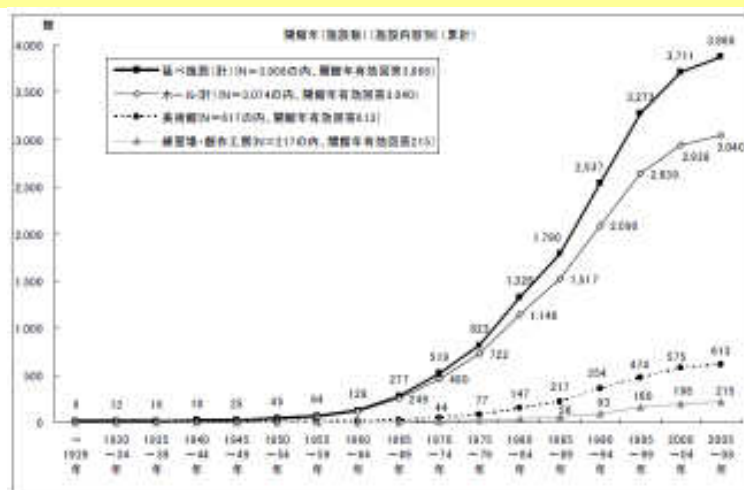


文化施設(市民会館・図書館・博物館等) 専任職員数とその内訳

(都道府県・市町村
の文化施設。2011
年4月1日現在。
2012(平成24)年度
版地方財政白書に
よる。)



文化施設(ホール・美術館等)の開館年 (施設の内容別、延べ施設数)

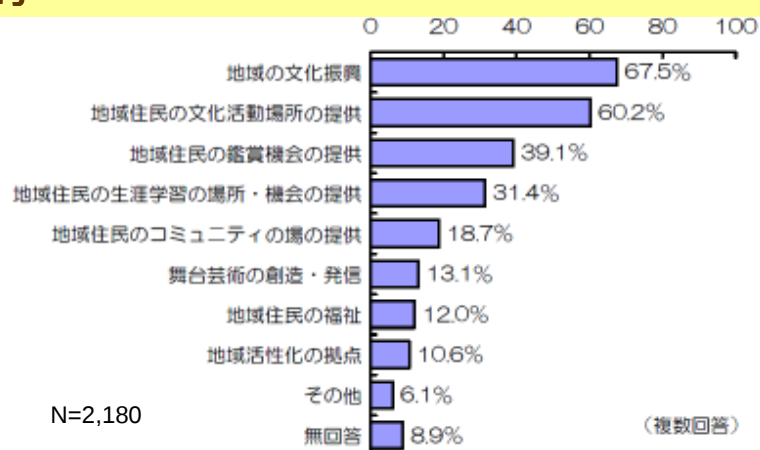


(財団法人地域創造「平成19年度 地域の公立文化施設実態調査報告書」(2008年3月)による。公立文化施設で、音楽、演劇、美術等の事業が行われている「ホール」「美術館」「練習場・創作工房」及びそれらを含む「複合施設」。)

(財団法人地域創造「平成22年度
地域の公立文化施設実態調査報
告書」(2011年3月)による。)



N=2,180

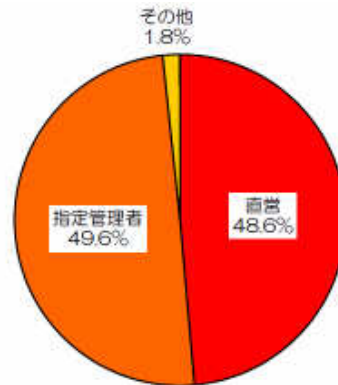


(社団法人全国公立文化施設協会「平成22年度 公立文化施設における指定管理者制度導入状況に関する調査報告書」。**全国の公立文化施設**(音楽・演劇・舞踊・映画等の上演、文化芸術の振興等を目的に設置された施設をいう。)を調査。)

文化施設(音楽・演劇・舞踊・映画等)への 指定管理者制度の導入状況

【施設の運営方法】	施設数	割合
直営	1,060	48.6
指定管理者	1,080	49.6
その他(注)	40	1.8
計	2,180	100.0%

(※) 地方自治法による、「公の施設」に該当しない、
普通財産、財団所有などの施設。
これらの施設は指定管理者制度の対象とならない。



指定管理者制度

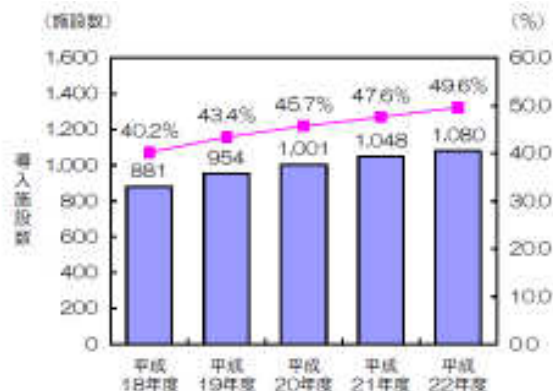
＝公の施設の管理に民間の能力を活用するため、
2003年に導入された民営化制度(後述)

(社団法人全国公立文化施設協会「平成22年度 公立文化施設における指定管理者制度導入状況に関する調査報告書」)

指定管理者制度導入公立文化施設(音楽・演劇・舞踊・映画等)数の推移

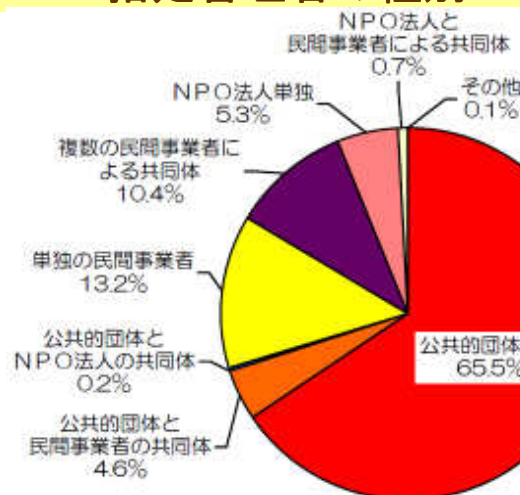
年 度	導入施設数	割合
平成18年度	881	40.2%
平成19年度	954	43.4%
平成20年度	1,001	45.7%
平成21年度	1,048	47.6%
平成22年度	1,080	49.6%

(注) 全国公立文化施設協会調べ



(社団法人全国公立文化施設協会「平成22年度 公立文化施設における指定管理者制度導入状況に関する調査報告書」)

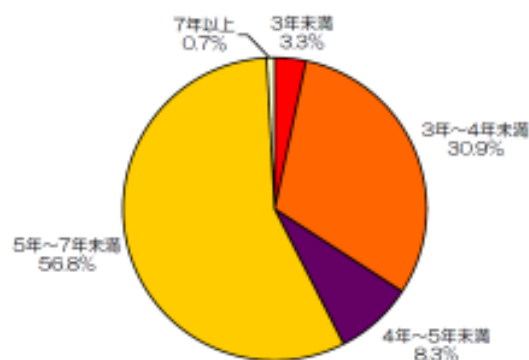
文化施設(音楽・演劇・舞踊・映画等) 指定管理者の種別



(社団法人全国公立文化施設協会「平成22年度 公立文化施設における指定管理者制度導入状況に関する調査報告書」)

文化施設(音楽・演劇・舞踊・映画等) 指定管理者の指定期間

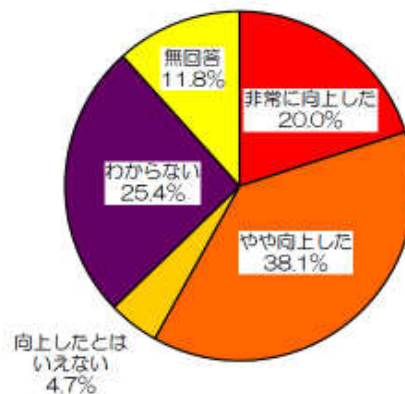
【指定期間】	施設数	割合
3年未満	36	3.3%
3年～4年未満	334	30.9%
4年～5年未満	89	8.3%
5年～7年未満	613	56.8%
7年以上	8	0.7%
計	1,080	100.0%



(社団法人全国公立文化施設協会「平成22年度 公立文化施設における指定管理者制度導入状況に関する調査報告書」)

施設利用者や地域住民の評価

【導入による評価】	施設数	割合
非常に向上した	216	20.0%
やや向上した	412	38.1%
向上したとはいえない	51	4.7%
わからない	274	25.4%
無回答	127	11.8%
計	1,080	100.0%



（社団法人全国公立文化施設協会「平成22年度 公立文化施設における指定管理者制度導入状況に関する調査報告書」）

地方公共団体の種類

地方自治体の類型

现行地方自治法将地方自治体分为普通地方公共团体和特别地方公共团体这2大类。普通地方公共团体即都道府县和市町村；特别地方自治体包括特别区、地方公共团体组合（合署办公机构）、财产区及地方开发事业团共4类。

普通地方公共团体

① 都道府县

都道府县是包含市町村在内的辖区范围较广的地方自治体，日本称之为广域自治体。目前，全国有47个都道府县。

都，即东京都。东京都是日本的首都，下设特别区，行政建制不同于道、府、县。

道，即北海道；府，指京都府、大阪府。其他均为县。

道、府、县称呼的区别是历史沿革所致，不存在制度上的差异。

（2009年、自治体国際化協会「日本の地方自治」（中国語版）による。）

地方公共团体的种类(2)

② 市町村

市町村是负责处理最贴近居民生活的事务的基层地方自治体，截至2012年6月5日，全国共有1,719个市町村（787个市、748个町、184个村）。

町、村要升格为市，辖区人口需达到5万人以上（在平成大合并中，人口条件放宽至3万人），同时要具备城市形态等相应条件。

町、村通常属于“郡”。“郡”只是单纯的地理意义上的地区概念，不具备任何行政职能。町与村的区别是，与“村”相比较，“町”的城市形态更加完善，从事工商业等城市化劳动的人口较多，事权范围并无差异。

③ 都道府县与市町村的关系

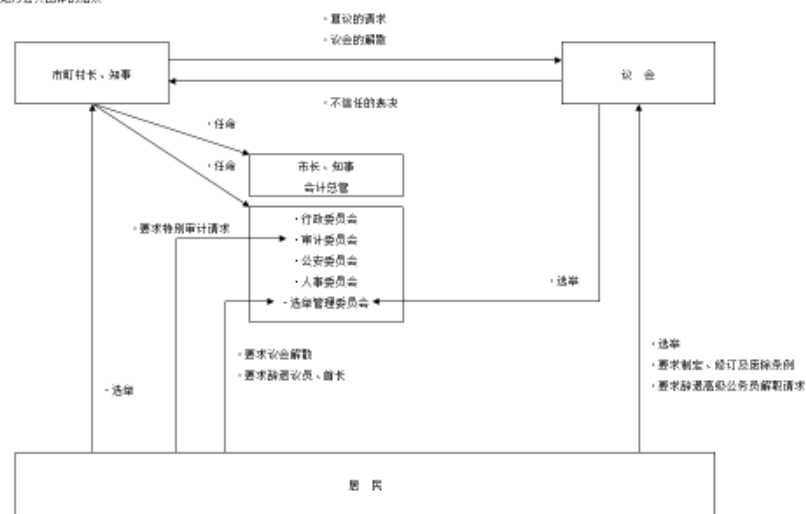
都道府县与市町村是互为独立的地方自治体，两者之间不存在行政上隶属关系。然而都道府县是包括市町村在内的地区跨度大的广域地方自治体，市町村则是与居民生活密切相关的基层地方自治体，两者性质有差异，处理的事务也有所不同。另外，都道府县可从跨区统筹的角度在各领域对市町村行使指导、建议的职能，进而拥有审批权等。

23

(2009年、自治体国際化協会「日本の地方自治」(中国語版)に加筆して作成。)

地方公共团体的机构

地方公共団体の組織



24

(2009年、自治体国際化協会「日本の地方自治」(中国語版)による。)

第1期地方分権改革 地方分権一括法(2000.4.1施行)の主な内容

- (1) 目的
中央集権型の行政制度から、**国と地方自治体が「対等・協力」の関係**に立った「多様と分権」の新しい行政制度に変えることを大きな目的として制定。
地方自治体は、**自己決定と自己責任の考えのもと、地域の行政を自主的かつ総合的に実施。**
- (2) 内容
 - ① **国と地方自治体の役割分担のあり方**
国は国家としての存立・全国的な準則・事業に関する事務等、地方は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施。
 - ② **機関委任事務制度の廃止**(自治事務と法定受託事務の創設)
機関委任事務制度は廃止、既存の事務は、一部を国の直接実施とし、それ以外を地方自治体の事務と位置付ける
 - ③ **国の関与の見直し(新しいルールの確立)**
通達等による関与を廃止、法令に根拠を持つ関与のみとする。不服があれば、第三者機関(「国地方係争処理委員会」)に。
 - ④ **権限移譲の推進**
 - ⑤ **必置規制の廃止・緩和**
 - ⑥ **地方行政体制の整備・確立**
など

ニュー・パブリック・マネジメント(NPM)

NPM

ー民間における経営理念、手法等を公共部門に適用し、そのマネジメント能力を高め、効率化・活性化を図ろうとするもの。

1980年代半ば以降、英国やニュージーランド等で実践されてきた新しい行政管理手法を総称。

ー義的な定義は存しないが、おおむね

- (1) **顧客主義に基づく競争原理の導入**
- (2) **業績・成果による評価**
- (3) **政策の企画立案と実施執行の分離**

により、より効率的で質の高い行政サービスの提供し、行政の透明性や説明責任を高め、国民の満足度を向上させることを目指すもの

(田谷聡「それでもやっぱりNPMか！？ー限界の克服に向けた素描」『住民行政の窓』2008, no.316),

P.6および

経済財政諮問会議HP「ニュー・パブリック・マネジメント(NPM)」(2006年7月27日参照)による。)

26

政策プロセスの改革とNPM（基本方針2001、抜粋）

(2)新しい行政手法

(i)ニューパブリックマネージメント

我が国の行財政改革を推進していく上でも、こうした新しい行政手法の考え方を十分に活かし、政策プロセスの改革を図っていくことが重要である。具体的には、

- ・ 公共サービスの提供について、市場メカニズムをできるだけ活用していくため、「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、公共サービスの属性に応じて、民営化、民間委託、PFIの活用、独立行政法人化等の方策の活用に関する検討を進める。
- ・ 事業に関する費用対効果などの事前評価等によって、維持費用も含めてそれに要する費用を明確化し、事業の採否や選択などの政策決定に反映する。
- ・ 業績や成果に関して目標を設定し、責任を明確にしつつ、実際に行われた事業の結果を事後的にも評価し、これを通じて政策決定、予算、人事評価などに適切にフィードバックしていく。
- ・ こうしたことによって、目標達成に向けた柔軟で効率的な行政運営を可能とし、行政のマネージメント能力を高める。その際には、適正な行政運営を確保するための監査などが重要となる。
- ・ このような行政運営手法を実現し、国民に対する説明責任を高めるため、情報公開制度などの定着を図るとともに、公会計制度のあり方についても、発生主義など企業会計的な考え方の活用範囲や貸借対照表の対象範囲などについての検討を進め、行政コストや公的部門の財務状況を明らかにするよう引き続き努める。その際、諸外国における発生主義を活用した予算等の実態について検討を行う。

【出典：官邸HP「基本方針2001（今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（2001年6月26日）」

27

NPM的諸手法の導入

○1999年、PFI(Private Finance Initiative)法(「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」)

○2000年、イギリスのエージェンシーを手本とする国の独立行政法人法

○2003年、地方自治法改正(指定管理者制度導入)

○2006年、市場化テスト(官民競争入札制度)

○2007年、地方独立行政法人制度

3
28

指定管理者制度

「指定管理者」

—— 地方公共団体にかわり、公の施設の管理運営業務全般を行う者をいう。2003年、地方自治法の一部改正により、公の施設の管理が従来の「管理委託制度」から「指定管理者制度」に改められた（同年9月2日施行）。

（目的）

「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、**公の施設**の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図る」。

「公の施設」＝ 住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために地方公共団体が設置する施設（自治法 § 244）。

29

3つの市民

- ① 行政サービスの**顧客**としての市民
- ② 自治体の**構成員**としての市民
- ③ **政治的委任者**としての市民

市民は、

- ① 自治体の単なる「**顧客**」としてそのサービスを受けるだけでなく、
- ② 自治体という**共同体を構成する一員**としてその任務を分担し、行政サービスの提供に協力、参加すべき者であるとともに、さらには、
- ③ **主権者**として、自治体の運営をその代表に委託し、必要な場合には自ら直接これに携わるべき者

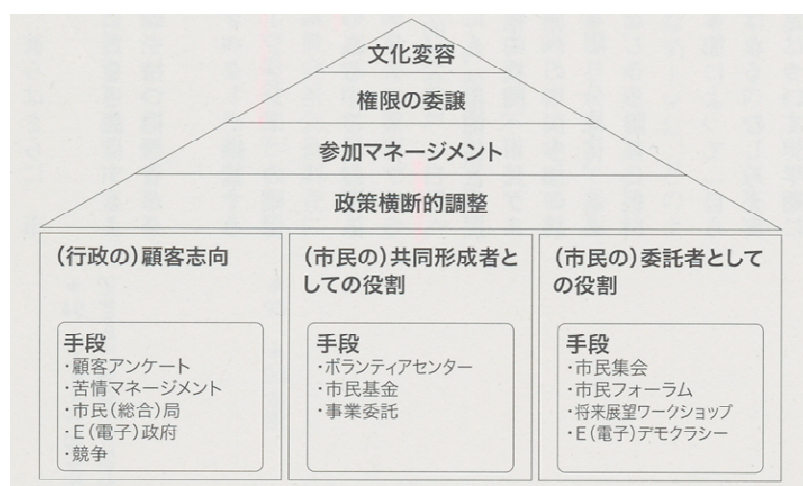
(J. Bogmil/L. Hollkamp/G. Schwarz, “Das Reformmodell Buergerkommune”(Berlin 2003)による。) 30

「市民自治体」の理念、内容等



(石川 義憲「第1部 KGStのNSMからコンツェルン都市、市民自治体まで」、片木・石川『ドイツ地方自治体における行政改革と市民参加・協働』(2006年、自治体国際化協会)により作成。)

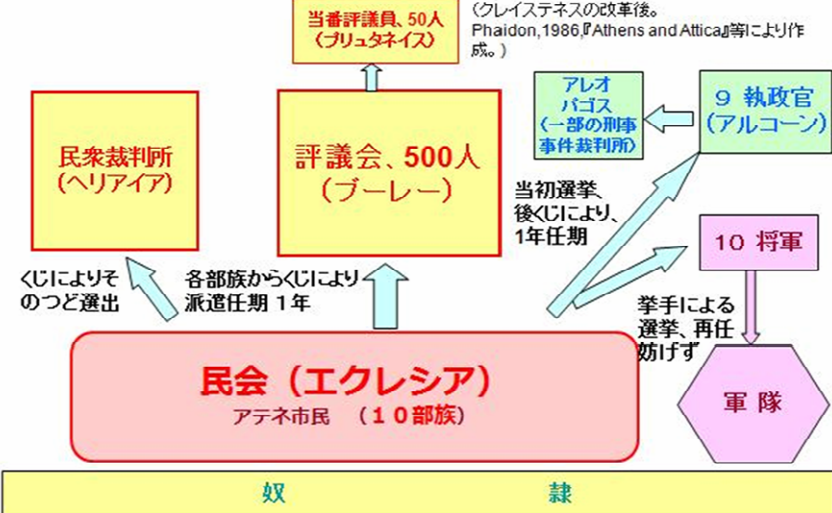
「市民自治体」の3本の柱



(坪郷実『ドイツの市民自治体ー市民社会を強くする方法ー』(生活社、2007年)による。)

32

都市国家アテネの民主制
—市民による直接民主制—



アテネの民会

- 評議員中**ブリュタネイス**たる者はまず国家から金を支給せられて円形堂において会食し、次いで評議会ならびに**民会**を招集する。評議会は休日を除き毎日、**民会**は各**ブリュタネイア**に**四度**。
- （民会）の中の一つは**主要民会**で、この際諸官職がよく行なわれていると思われるか否かについて拳手採決し、また穀物の供給や国土の防備についての議事する定めで、また弾劾を欲する者はこの日に行ない、かつ没収財産の目録を読み、また識らぬ間に財産の主がなくなっているようなことのないように相続財産と女子相続人とに関する〔アルコンへの〕願書を読まねばならない。
- 〔各ブリュタネイアの〕**第二の民会**は請願のために開かれ、この際希望者はオリウの枝を（祭壇の上に）置いてその欲する公私のことについて民衆と談論することができ、**他の二回の民会**は爾余の問題を扱い、この会議では神事三件、伝令および使節に關して三件、俗事に關して三件を扱うよう法律で定められている。



(古代アテネの民会の開かれたプニクスの丘。後方は、パルテノン神殿の建つアクロポリスの丘)

(村川堅太郎訳『アリストテレス アテナイ人の国制』(2006年、岩波文庫)による。)

アテネの民主制 ペリクレス



(アテネ市内のペリクレス像)

(ペロポネソス戦争の最中に行われたペリクレスの有名な葬送演説(BC.431年)、久保 正彰訳『トゥーキュディデース 戦史』(1966年、岩波文庫)による。)

「そして己れの家計同様に国の計にもよく心を用い、己れの生業に熟達を上げむかたわら、国政の進むべき道に十分な判断をもつように心得る。ただわれらのみは、公私両域の活動に関与せぬものを閑を楽しむ人とは言わず、ただ無益な人間と見做す。そしてわれら市民自身、決議を求められれば判断を下しうるのはもちろん、提議された問題を正しく理解することができる。理をわけた議論を行動の妨げとは考えず、行動にうつる前にことをわけて理解していないときこそかえって失敗を招く、と考えているからだ。」

「まとめて言えば、われらのポリス全体はギリシアが追うべき理想の顕現であり、われら一人一人の市民は、人生の広い諸活動に通暁し、自由人の品位を持ち、己れの知性の円熟を期することができると思う。そしてこれがたんなるこの場の高言ではなく、事実をふまえた真実である証拠は、かくの如き人間の力によってわれらが築いたポリスの力が遺憾なく示している。なぜならば、列強の中でただわれらのポリスのみが試練に直面して名声を凌ぐ成果をからえ、ただわれらのポリスに対してのみは敗退した敵すらも畏怖をつよくして恨みをのこさず、従う属国も盟主の徳をみとめて非難をならさない。かくも偉大な証績をもってわが国力を衆目に明らかにしたわれらは、今日の世界のみならず、遠き末世にいたるまで世人の賞嘆のまとなるだろう。」

ご静聴、ありがとうございました。



参考文献等

- ・片木淳・藤井浩司編著『自治体経営学入門』（2012年5月、一藝社）
- ・根本昭『文化政策学入門』（2010年、水曜社）
- ・河島伸子『コンテンツ産業論』（2009年、ミネルヴァ書房）
- ・片木 淳・森 治郎・藤井 浩司 編著『地域づくり新戦略』（2008年、一藝社）
- ・佐々木晃彦『文化産業論』（2006年、北樹出版）

- ・総務省HP
- ・文化庁HP
- ・地域創造HP
- ・全国公立文化施設協会HP
- ・自治体国際化協会HP